各位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 代表者名 取 締 役 社 長 北村 邦太郎 (コード番号: 8309 東名)

問合せ先 財務企画部長 朝日 清満

(T E L : 03 - 3286 - 8187)

## 第1回第七種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長 北村 邦太郎。以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、当社発行の第1回第七種優先株式の全部につき、当該優先株式の中間配当金(1株当たり21円15銭)を事前に支払うことを条件として当社定款第19条第2項及び当該優先株式発行要項第7項の規定に基づく取得、ならびに当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

## 1. 取得の内容

(1)取得する株式の種類 第1回第七種優先株式

(2)取得する株式の総数 109,000,000 株

(3)株式の取得価額 1株につき 1,000円 6銭\*\*

(4)株式の取得価額の総額 109,006,540,000円

(5) 取得日 平成 26 年 10 月 1 日

※ 第1回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額1,000円に、経過配当相当額6銭(平成26年4月1日(同日を含む。)から平成26年9月30日(同日を含む。)までの日数183日を365で除した数に、優先配当金の額42円30銭を乗じて得られる額21円21銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)から、取得日に支払われる中間配当金(21円15銭)を控除した額)を加算した金額。

## 2. 消却の内容

(1)消却する株式の種類 第1回第七種優先株式

(2) 消却する株式の総数 109,000,000 株

(上記1.により取得する第1回第七種優先株式の全部)

(3) 効力発生日 平成 26 年 10 月 1 日

(4) 消却については上記1. により第1回第七種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。

以上

ご注意:この文書は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が発行した優先株式の取得及び消却に 関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類す る行為を目的として作成されたものではありません。